系統金融機関向けの総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　案	現　　行
Ⅱ　系統金融機関監督上の評価項目 **Ⅱ－３　業務の適切性** **Ⅱ－３－２　利用者保護等** **Ⅱ－３－２－２　利用者の誤認防止等** **Ⅱ－３－２－２－１　意義【共通】** 利用者に対する利便性の向上や事務の合理化の観点から、当該系統金融機関が、その支所・支店（事務所）を他者の店舗と同一の建物内に設置するなどの場合があるが、その際、利用者に対する弊害防止措置が講じられていることが重要である。 また、API 等を通じた系統金融機関、他の金融・非金融の事業者間の連携が強化される中で、利用者にとってシームレスに様々なサービスを利用することが可能となる一方、サービスの提供者、内容及び責任の所在等が理解しにくくなるおそれもあり、利便性と利用者保護の両立を図っていくことが重要となる。 **Ⅱ－３－２－２－２　主な着眼点【共通】** (1) 支所・支店（事務所）を他の金融機関等の店舗と同一の建物内に設置する場合 系統金融機関が、その支所・支店（事務所）を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、利用者の誤認防止、利用者情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。また、コンピュータ設備を共用する場合に系統金融機関自らの情報管理規程が遵守できるよう態勢が整備されているか。	**Ⅱ　系統金融機関監督上の評価項目** **Ⅱ－３　業務の適切性** **Ⅱ－３－２　利用者保護等** **Ⅱ－３－２－２　利用者の誤認防止等** **Ⅱ－３－２－２－１　意義【共通】** 利用者に対する利便性の向上や事務の合理化の観点から、当該系統金融機関が、その支所・支店（事務所）を他者の店舗と同一の建物内に設置するなどの場合があるが、その際、利用者に対する弊害防止措置が講じられていることが重要である。 （新設） **Ⅱ－３－２－２－２　主な着眼点【共通】** （新設） 系統金融機関が、その支所・支店（事務所）を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、利用者の誤認防止、利用者情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。また、コンピュータ設備を共用する場合に系統金融機関自らの情報管理規程が遵守できるよう態勢が整備されているか。

系統金融機関向けの総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　案	現　　行
系統金融機関の店舗戦略や業務運営の見直しが進められている中、例えば、過疎地にある支所・支店（事務所）を組合員等利用者のニーズに基づき維持する場合や、合併等の結果として生じた同一地域に所在する支所・支店（事務所）について、他の金融機関等が共同で支所・支店（事務所）を設置することが考えられる。運営形態としては、当該系統金融機関が他の金融機関等と共同して支所・支店（事務所）を設置する場合や農中等が農協法第10条第1項第3号の事業を農中等に全部譲渡した農協の支所・支店（事務所）に支店等を設置する場合のほか、例えば、系統金融機関が他の金融機関等から委託を受けて銀行代理業、特定信用事業代理業、農林中央金庫代理業等若しくは金融サービス仲介業（金融サービス提供法第11条第2項に定める預金等媒介業務に限る。以下同じ。）を行う場合又は登録金融機関業務などの業務を行う場合などが考えられる。	系統金融機関の店舗戦略や業務運営の見直しが進められている中、例えば、過疎地にある支所・支店（事務所）を組合員等利用者のニーズに基づき維持する場合や、合併等の結果として生じた同一地域に所在する支所・支店（事務所）について、他の金融機関等が共同で支所・支店（事務所）を設置することが考えられる。運営形態としては、当該系統金融機関が他の金融機関等と共同して支所・支店（事務所）を設置する場合や農中等が農協法第10条第1項第3号の事業を農中等に全部譲渡した農協の支所・支店（事務所）に支店等を設置する場合のほか、例えば、系統金融機関が他の金融機関等から委託を受けて銀行代理業、特定信用事業代理業、農林中央金庫代理業等若しくは金融サービス仲介業（金融サービス提供法第11条第2項に定める預金等媒介業務に限る。以下同じ。）を行う場合又は登録金融機関業務などの業務を行う場合などが考えられる。
このように、系統金融機関と他の金融機関等が、同一建物、同一フロアに共同の支所・支店（事務所）を設置して運営する場合、必ずしも、当該系統金融機関自身の業務のためのスペースと、他の金融機関等の業務のためのスペースとの間に、いわゆる遮断壁を設ける必要はないものの、利用者の誤認防止等の観点から、特に以下の点に留意すること。	このように、系統金融機関と他の金融機関等が、同一建物、同一フロアに共同の支所・支店（事務所）を設置して運営する場合、必ずしも、当該系統金融機関自身の業務のためのスペースと、他の金融機関等の業務のためのスペースとの間に、いわゆる遮断壁を設ける必要はないものの、利用者の誤認防止等の観点から、特に以下の点に留意すること。
①～③　（略）	①～③　（略）

系統金融機関向けの総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　案	現　　行
(2) API 等を活用して他の事業者等と連携する場合 系統金融機関が、API 等を活用して、自らのサービスを他の事業者等と連携し、自らの又は当該事業者等の提供するアプリ、ウェブサイト（以下、この項において「アプリ等」という。）で提供する場合には、利用者の誤認防止、利用者情報の保護及びセキュリティ確保の観点から、適切な措置が講じられているか。 利用者の誤認防止等の観点からは、特に以下の点に留意する必要がある。 ①　系統金融機関と当該事業者等が連携して利用者に提供するアプリ等の提供主体、系統金融機関サービスの内容及び提供主体（当該系統金融機関名）、系統金融機関と当該事業者等の関係、事故時の対応等の責任・補償、問合せ先等について、情報提供・説明を行っているか。 また、こうしたサービスが、例えば、「○○バンク」等の名称を付して提供される場合には、以下の点について情報提供・説明を行っているかに留意すること。 ア.　「○○バンク」等は、当該系統金融機関と事業者等が連携して提供するサービスの名称であること。 イ.　預貯金の受入れ・送金・口座振替等の系統金融機関サービスは、当該系統金融機関が提供しているものであり、系統金融機関サービスを利用する場合には、利用者は、当該系統金融機関に口座開設等する必要があること。 ウ.　事業者等の役割や責任のほか、当該事業者等が系統金融	（新設）

系統金融機関向けの総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　案	現　　行
機関サービスを行うことはできず、また、行うものではないこと。 ② ①の記載については、利用者が容易に知ることができる場所及び方法で、利用者に対し明示されているか。 ③ 利用者情報の提供を受ける場合には、情報の受領者及び利用目的を明示するとともに、利用者情報が利用者の同意なく流用されることのないよう、Ⅱ－３－２－３を踏まえた対応が適切に講じられているか。	
Ⅳ　特定信用事業代理業 **Ⅳ－３　特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理** **Ⅳ－３－２　許可申請に係る事務処理** **Ⅳ－３－２－１　許可申請に当たっての留意点** **Ⅳ－３－２－１－１　許可の要否【組合】** (1)　(略)	**Ⅳ　特定信用事業代理業** **Ⅳ－３　特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理** **Ⅳ－３－２　許可申請に係る事務処理** **Ⅳ－３－２－１　許可申請に当たっての留意点** **Ⅳ－３－２－１－１　許可の要否【組合】** (1)　(略)
(2) 許可が必要である場合 例えば、以下の①から⑤のいずれか一つの行為でも業務として行う者は、原則として、農協法第 92 条の２第１項に規定する特定信用事業代理業の許可を受ける必要があることに留意する。 ①～④　(略) ⑤　資金の貸付け等を内容とする契約の承諾 （注）媒介に当たるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、インターネット上の表示等を用	(2) 許可が必要である場合 例えば、以下の①から⑤のいずれか一つの行為でも業務として行う者は、原則として、農協法第 92 条の２第１項に規定する特定信用事業代理業の許可を受ける必要があることに留意する。 ①～④　(略) ⑤　資金の貸付け等を内容とする契約の承諾 （新設）

系統金融機関向けの総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　案	現　　行
いる場合でも、当該表示等を用いた上で特定の者に対して組合との資金の貸付け等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っていると評価できる場合には、当該インターネット上の表示等を含めた一連の行為が媒介に当たり得ることに留意するものとする。 　なお、業者が、自らの固有サービスにおいて同サービスの利用者を組合に送客する場合（送客元のサービスに係る画面上で資金の貸付け等の機会を提供する場合を含む。）であっても、資金の貸付け等を行う相手方が組合であること及び資金の貸付け等に係る説明等が当該組合により提供されるものであることがあらかじめ明示されている場合には、当該業者において、独自に、資金の貸付け等に係る情報の追加、説明内容の加工、資金の貸付け等の勧誘・推奨・説明又は取引の成立に向けた条件交渉等を行わないなど、資金の貸付け等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っていると評価されない限りにおいて、資金の貸付け等を内容とする契約の締結の媒介に至らない行為と考えられる。ただし、媒介に当たるか否かは一連の行為全体を踏まえて判断する必要があるほか、その該当性にかかわらず、業者によるサービスの名称等について、Ⅳ－４－２－４　利用者保護ルール等における誤認防止等の措置が講じられているか留意する必要がある。	
(3) 許可が不要である場合	(3) 許可が不要である場合

系統金融機関向けの総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　案	現　　行
①　（略）	①　（略）
②　媒介に至らない行為を組合から受託して行う場合には、特定信用事業代理業の許可を得る必要はない。例えば、以下のアからエに掲げる行為の事務処理の一部のみを組合から受託して行うに過ぎない者は、特定信用事業代理業の許可が不要である場合もあると考えられる。	②　媒介に至らない行為を組合から受託して行う場合には、特定信用事業代理業の許可を得る必要はない。例えば、以下のアからエに掲げる行為の事務処理の一部のみを組合から受託して行うに過ぎない者は、特定信用事業代理業の許可が不要である場合もあると考えられる。
ア　商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布又は交付若しくは提供（電磁的方法によるものを含む。）	ア　商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付
（注）このとき、単に取扱組合名や同組合の連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付若しくは提供する資料の記載方法・内容等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。また、比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて取扱組合から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にウェブサイトに転載することは差し支えないが、加工したコンテンツを掲載したり、例えば、自らが推奨する商品のコンテンツが上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けること等をしたりする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。	（注）このとき、単に取扱組合名や同組合の連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。
イ・ウ　（略）	イ・ウ　（略）
エ　勧誘行為をせず、単に利用者を組合に紹介する業務	エ　勧誘行為をせず、単に利用者を組合に紹介する業務
（注）上記「紹介」には、以下の行為を含む（各行為の全部又は一部を組み合わせるものであったとしても「紹介」に含まれる場合がある。）。	（注）上記「紹介」には、以下の行為を含む。

系統金融機関向けの総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　案	現　　行
a．（略） b．対面又は当該業者のウェブサイト上等において、当該業者と組合の関係又は当該組合の業務内容について説明を行うこと。 c．当該業者のウェブサイト上等において、組合のサイトへの単なるリンクの設定や組合から提供を受けたサービスの案内等のコンテンツの転載のみを行い、資金の貸付け等を内容とする契約の締結に至る交渉や手続は当該組合と預貯金者との間で行い、当該契約の締結に当たり当該業者は関与をもたないこと。ただし、当該リンクの設定や当該コンテンツの転載とあわせて、当該業者独自の見解として当該サービスを推奨・説明する場合には資金の貸付け等を内容とする契約の締結の媒介に当たることがあり得る。 ③　（略）	a．（略） b．当該業者と組合の関係又は当該組合の業務内容について説明を行うこと。 c．組合のサイトへの単なるリンクの設定のみを行い、契約の締結に至る交渉や手続は当該組合と預貯金者との間で行い、当該契約締結に当たり当該業者は関与をもたないこと。 ③　（略）
Ⅳ－４　特定信用事業代理業者 **Ⅳ－４－２　主な着眼点【組合】** **Ⅳ－４－２－４　利用者保護ルール等【組合】** 以下に記載するほか、Ⅱ－３－２に準じるものとする。 準用銀行法第 52 条の 40 並びに信用事業命令第 57 条の 10 及び第 57 条の 15 第２項に規定する特定信用事業代理業者による標識の掲示等については、その形状・大きさ、記載されている文字の明瞭さ、掲示等の状況等から、顧客をして誤認混同ならしめるおそれがないかどうかについて留意する。	**Ⅳ－４　特定信用事業代理業者** **Ⅳ－４－２　主な着眼点【組合】** **Ⅳ－４－２－４　利用者保護ルール等【組合】** 以下に記載するほか、Ⅱ－３－２に準じるものとする。 準用銀行法第 52 条の 40 並びに信用事業命令第 57 条の 10 及び第 57 条の 15 第２項に規定する特定信用事業代理業者による標識の掲示については、標識の形状・大きさ、記載されている文字の明瞭さ、標識が掲示されている状況等から、顧客をして誤認混同ならしめるおそれがないかどうかについて留意する。

系統金融機関向けの総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　案	現　　行
（注）インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引において特定信用事業代理行為を行う旨を掲示する場合には、顧客の目につきやすいように、他の記載と判別しやすい色調やレイアウトを用いて説明することが適当である。	（新設）
Ⅴ　農林中央金庫代理業 **Ⅴ－３　農中代理業者の監督に係る事務処理** **Ⅴ－３－２　許可申請に係る事務処理** **Ⅴ－３－２－１　許可申請に当たっての留意点** **Ⅴ－３－２－１－１　許可の要否【農中】** (1)　（略）	**Ⅴ　農林中央金庫代理業** **Ⅴ－３　農中代理業者の監督に係る事務処理** **Ⅴ－３－２　許可申請に係る事務処理** **Ⅴ－３－２－１　許可申請に当たっての留意点** **Ⅴ－３－２－１－１　許可の要否【農中】** (1)　（略）
(2) 許可が必要である場合 例えば、以下の①から⑤のいずれか一つの行為でも業務として行う者は、原則として、農中法第 95 条の２第１項に規定する農中代理業の許可を受ける必要があることに留意する。 ①～④　（略） ⑤　預金等の受入れ等を内容とする契約の承諾 （注）媒介に当たるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、インターネット上の表示等を用いる場合でも、当該表示等を用いた上で特定の者に対して農中との預金等の受入れ等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っていると評価できる場合には、当該インターネット上の表示等を含めた一連の行為が媒介に当	(2) 許可が必要である場合 例えば、以下の①から⑤のいずれか一つの行為でも業務として行う者は、原則として、農中法第 95 条の２第１項に規定する農中代理業の許可を受ける必要があることに留意する。 ①～④　（略） ⑤　預金等の受入れ等を内容とする契約の承諾 （新設）

系統金融機関向けの総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　案	現　　行
たり得ることに留意するものとする。 なお、業者が、自らの固有サービスにおいて同サービスの利用者を農中に送客する場合（送客元のサービスに係る画面上で預金等の受入れ等の機会を提供する場合を含む。）であっても、預金等の受入れ等を行う相手方が農中であること及び預金等の受入れ等に係る説明等が農中により提供されるものであることがあらかじめ明示されている場合には、当該業者において、独自に、預金等の受入れ等に係る情報の追加、説明内容の加工、預金等の受入れ等の勧誘・推奨・説明又は取引の成立に向けた条件交渉等を行わないなど、預金等の受入れ等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っていると評価されない限りにおいて、預金等の受入れ等を内容とする契約の締結の媒介に至らない行為と考えられる。ただし、媒介に当たるか否かは一連の行為全体を踏まえて判断する必要があるほか、その該当性にかかわらず、業者によるサービスの名称等について、Ⅴ－４－２－４利用者保護ルール等における誤認防止等の措置が講じられているか留意する必要がある。	
(3) 許可が不要である場合 ①　(略) ②　媒介に至らない行為を農中から受託して行う場合には、農中代理業の許可を得る必要はない。例えば、以下のアからエに掲げる行為の事務処理の一部のみを農中から受託して行うに過	(3) 許可が不要である場合 ①　(略) ②　媒介に至らない行為を農中から受託して行う場合には、農中代理業の許可を得る必要はない。例えば、以下のアからエに掲げる行為の事務処理の一部のみを農中から受託して行うに過

系統金融機関向けの総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　案	現　　行
ぎない者は、農中代理業の許可が不要である場合もあると考えられる。	ぎない者は、農中代理業の許可が不要である場合もあると考えられる。
ア　商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布又は交付若しくは提供（電磁的方法によるものを含む。）	ア　商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付
（注）このとき、単に農中の連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付若しくは提供する資料の記載方法・内容等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。また、比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて農中から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にウェブサイトに転載することは差し支えないが、加工したコンテンツを掲載したり、例えば、自らが推奨する商品のコンテンツが上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けること等をしたりする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。	（注）このとき、単に農中の連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。
イ・ウ　（略）	イ・ウ　（略）
エ　勧誘行為をせず、単に利用者を農中に紹介する業務	エ　勧誘行為をせず、単に利用者を農林中央金庫に紹介する業務
（注）上記「紹介」には、以下の行為を含む（各行為の全部又は一部を組み合わせるものであったとしても「紹介」に含まれる場合がある。）。	（注）上記「紹介」には、以下の行為を含む。
ａ．当該業者の店舗に、農中が自らを紹介する宣伝媒体を据え置くこと又は掲示すること。	ａ．当該業者の店舗に、農林中央金庫が自らを紹介する宣伝媒体を据え置くこと又は掲示すること。
ｂ．対面又は当該業者のウェブサイト上等において、当該業者と農中の関係又は農中の業務内容について説明を行う	ｂ．当該業者と農林中央金庫の関係又は農林中央金庫の業務内容について説明を行うこと。

系統金融機関向けの総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　案	現　　行
こと。 ｃ．当該業者のウェブサイト上等において、農中のサイトへの単なるリンクの設定や農中から提供を受けたサービスの案内等のコンテンツの転載のみを行い、預金等の受入れ等を内容とする契約の締結に至る交渉や手続は農中と預金者との間で行い、当該契約の締結に当たり当該業者は関与をもたないこと。ただし、当該リンクの設定や当該コンテンツの転載とあわせて、当該業者独自の見解として当該サービスを推奨・説明する場合には預金等の受入れ等を内容とする契約の締結の媒介に当たることがあり得る。	ｃ．農林中央金庫のサイトへの単なるリンクの設定のみを行い、契約の締結に至る交渉や手続は農林中央金庫と預貯金者との間で行い、当該契約締結に当たり当該業者は関与をもたないこと。
③　（略）	③　（略）
Ⅴ－４　農中代理業者 **Ⅴ－４－２　主な着眼点【農中】** **Ⅴ－４－２－４　利用者保護ルール等【農中】** 以下に記載するほか、Ⅱ－３－２に準じるものとする。 準用銀行法第 52 条の 40 並びに農中法施行規則第 126 条及び第 131 条第２項に規定する農中代理業者による標識の掲示等については、その形状・大きさ、記載されている文字の明瞭さ、掲示等の状況等から、顧客をして誤認混同ならしめるおそれがないかどうかについて留意する。 （注）インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引において農林中央金庫代理行為を行う旨を掲示する場合には、顧客の目につきやすいように、他の記載と判別しやすい色調や	**Ⅴ－４　農中代理業者** **Ⅴ－４－２　主な着眼点【農中】** **Ⅴ－４－２－４　利用者保護ルール等【農中】** 以下に記載するほか、Ⅱ－３－２に準じるものとする。 準用銀行法第 52 条の 40 並びに農中法施行規則第 126 条及び第 131 条第２項に規定する農中代理業者による標識の掲示については、標識の形状・大きさ、記載されている文字の明瞭さ、標識が掲示されている状況等から、顧客をして誤認混同ならしめるおそれがないかどうかについて留意する。 （新設）

系統金融機関向けの総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　案	現　　行
レイアウトを用いて説明することが適当である。	
Ⅶ　業務代理組合が行う代理業務 **Ⅶ－３　業務代理組合の監督に係る事務処理** **Ⅶ－３－２　認可申請に係る事務処理** **Ⅶ－３－２－１　認可申請に当たっての留意点** **Ⅶ－３－２－１－１　認可の要否【共通】** (1)　(略) (2) 次の①から⑤までの行為は、いずれも代理事業に該当し再編強化法第 42 条第３項に規定する代理事業の認可を受ける必要があることに留意する。 ①～④　(略) ⑤　資金の貸付け等を内容とする契約の承諾 （注）媒介に当たるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、インターネット上の表示等を用いる場合でも、当該表示等を用いた上で特定の者に対して農中等との預金等の受入れ等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っていると評価できる場合には、当該インターネット上の表示等を含めた一連の行為が媒介に当たり得ることに留意するものとする。 なお、業務代理組合が、自らの固有サービスにおいて同サービスの利用者を農中等に送客する場合（送客元のサービスに係る画面上で預金等の受入れ等の機会を提供する場合を含む。）であっても、預金等の受入れ等を行う相手方が農中	**Ⅶ　業務代理組合が行う代理業務** **Ⅶ－３　業務代理組合の監督に係る事務処理** **Ⅶ－３－２　認可申請に係る事務処理** **Ⅶ－３－２－１　認可申請に当たっての留意点** **Ⅶ－３－２－１－１　認可の要否【共通】** (1)　(略) (2) 次の①から⑤までの行為は、いずれも代理事業に該当し再編強化法第 42 条第３項に規定する代理事業の認可を受ける必要があることに留意する。 ①～④　(略) ⑤　資金の貸付け等を内容とする契約の承諾 （新設）

改　正　案	現　　行
等であること及び預金等の受入れ等に係る説明等が農中等により提供されるものであることがあらかじめ明示されている場合には、当該業務代理組合において、独自に、預金等の受入れ等に係る情報の追加、説明内容の加工、預金等の受入れ等の勧誘・推奨・説明又は取引の成立に向けた条件交渉等を行わないなど、預金等の受入れ等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っていると評価されない限りにおいて、預金等の受入れ等を内容とする契約の締結の媒介に至らない行為と考えられる。ただし、媒介に当たるか否かは一連の行為全体を踏まえて判断する必要があるほか、その該当性にかかわらず、業務代理組合によるサービスの名称等について、Ⅶ－４－２－４　利用者保護ルール等における誤認防止等の措置が講じられているか留意する必要がある。	
(3)　業務代理組合が行う次の①から③までの行為は代理事業に該当せず認可が不要であることに留意する。 ①　（略） ②　媒介に至らない行為を農中等が委託する場合には、代理事業の認可を得る必要はない。例えば、以下のアからウまでに掲げる行為の事務処理の一部のみを農中等が委託して行うに過ぎない場合は、代理事業に該当しない場合もあると考えられる。 ア　商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布又は交付若しくは提供（電磁的方法によるものを含む。） （注）このとき、単に農中等の連絡先等を伝えることは差し	(3)　業務代理組合が行う次の①から③までの行為は代理事業に該当せず認可が不要であることに留意する。 ①　（略） ②　媒介に至らない行為を農中等が委託する場合には、代理事業の認可を得る必要はない。例えば、以下のアからウまでに掲げる行為の事務処理の一部のみを農中等が委託して行うに過ぎない場合は、代理事業に該当しない場合もあると考えられる。 ア　商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付 （注）このとき、単に農中等の連絡先等を伝えることは差し

系統金融機関向けの総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　案	現　　行
支えないが、配布又は交付若しくは提供する資料の記載方法・内容等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。また、比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて農中等から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にウェブサイトに転載することは差し支えないが、加工したコンテンツを掲載したり、例えば、自らが推奨する商品のコンテンツが上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けること等をしたりする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。	支えないが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。
イ・ウ　（略）	イ・ウ　（略）
③　（略）	③　（略）
Ⅶ－４　業務代理組合	**Ⅶ－４　業務代理組合**
Ⅶ－４－２　主な着眼点【共通】	**Ⅶ－４－２　主な着眼点【共通】**
Ⅶ－４－２－４　利用者保護ルール等【共通】	**Ⅶ－４－２－４　利用者保護ルール等【共通】**
以下に記載するほか、Ⅱ－３－２に準じるものとする。	以下に記載するほか、Ⅱ－３－２に準じるものとする。
再編強化法施行規則第11条第３項第19号に規定する業務代理組合による標識の掲示等については、その形状・大きさ、記載されている文字の明瞭さ、掲示等の状況等から、利用者をして誤認混同ならしめるおそれがないかどうかについて留意する。	再編強化法施行規則第11条第３項第19号に規定する業務代理組合による標識の掲示については、標識の形状・大きさ、記載されている文字の明瞭さ、標識が掲示されている状況等から、利用者をして誤認混同ならしめるおそれがないかどうかについて留意する。
（注）インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引において業務代理行為を行う旨を掲示する場合には、顧客の目につきやすいように、他の記載と判別しやすい色調やレイアウ	（新設）

系統金融機関向けの総合的な監督指針　新旧対照表

改　正　案	現　　行
トを用いて説明することが適当である。	

附　則

この通知の改正は、令和８年 11 月６日から適用する。